

# 平成29年度 事業計画書（抜粋）

## II 定款に定める事業の計画

### 1 市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村及び一部事務組合等に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、次のとおり資金貸付を行う。

区 分		長 期 貸 付	短 期 貸 付
予 算 額 (財 源)		貸付金：6,500,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)	貸付金：500,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)
		事務費：1,632千円 (特定資産受取利息)	
貸付対象事業		地方財政法第32条に規定する公共事業で、地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業	地方財政法第32条に規定する災害関連事業
貸 付 条 件	貸付利率	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率（上限：年3.0%）	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率（上限：年3.0%） ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する貸付金利は、無利子
	償還期限	15年以内若しくは20年以内 (いずれも据置期間3年以内)	貸付年度内
	償還方法	半年賦元金均等償還	一括償還
	貸付時期	貸付年度の5月及び3月	随時
	貸付限度額	原則として1事業5億円以内	